

立憲主義を取り戻し、憲法理念の実現をめざす特別決議

安倍首相が辞任し、7年8か月続いた長期政権は終わった。安倍政権は、憲法第9条の戦争放棄、戦力の不保持及び交戦権の否認に違反する集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、安保関連法を強行採決した。それ以外にも、思想・良心の自由、表現の自由、集会・結社の自由、報道の自由などを脅かす特定秘密保護法や改正組織的犯罪処罰法（共謀罪）などの憲法違反の法律を成立させた。この間、平和主義や民主主義、基本的人権の尊重を謳う憲法理念が踏みにじられ続けてきたことを私たちは忘れてはならない。

安倍政権を引き継いだ菅首相は、6人の学者の任命を拒否したが、日本学術会議法違反であり、憲法第23条の学問の自由を侵害する重大な違憲行為である。また、従来法律解釈を強引に変え、政府が人事に不当に介入する暴挙である。さらに、専守防衛を反故にする敵基地攻撃能力の保有を含む安全保障の方針を年内に策定するとしているが、平和憲法に反するものであり断じて容認できない。

自民党は、国民の人権を制約できるなど国に大きな権限を与えることになる緊急事態条項の創設や憲法第9条への「自衛隊」明記などの改憲4項目を具体的な条文にまとめるため、起草委員会を立ち上げた。今臨時国会の憲法審査会では、国民投票法改正案の実質審議がはじまったものの、CMやネット広告等の規制が不十分などの課題がある中、成立の強行が目論まれている。さらに従来政権の補完勢力のみならず野党の中にも改憲の動きがあり、平和憲法の危機はこれまで以上に緊張度を増している。

日教組は、「教え子を再び戦場に送るな」の不滅のスローガンのもと、平和・人権、民主主義を蔑ろにするあらゆる動きを断固阻止するため、広範な市民と連帯し一層運動を強化していく。また、立憲主義の政治を取り戻し、憲法と民主教育を守り、子どもたちに平和な未来をつなぐため、1年以内に行われる解散総選挙における日政連議員の必勝、そして第26回参議院選挙における日政連・参議院議員比例代表候補予定者「古賀ちかげ」の必勝にむけ、組織の総力をもってとりくむ。

以上、決議する。

2020年11月30日

日本教職員組合 第163回中央委員会